



仙台市宿泊税レジシステム改修補助金

対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、宿泊税の特別徴収義務者としての登録を申請している宿泊事業者

※市税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者、宗教活動や政治活動を目的とした事業者を除く。

対象経費の例

(1) 毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追加

イメージ

令和7年12月

日	宿泊者数	うち 6,000円未満	うち 課税免除	宿泊税額
1	150人	10人	20人	36,000円
2	120人	5人	0人	34,500円
3	100人	5人	0人	28,500円
4	110人	3人	0人	32,100円

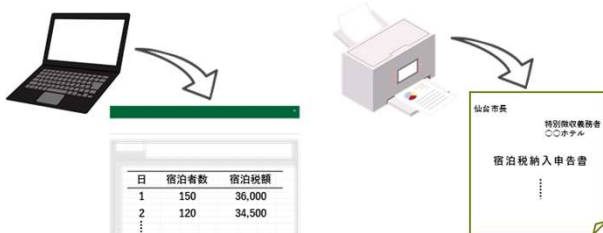
(2) 領収書の作成時に「宿泊税」に関する記載を印字する機能の追加

イメージ

領 収 証			印 紙
〇〇 〇〇様			
日	項目	金額	
12/1	客室料金	10,000円	
	消費税	1,000円	
	宿泊税	300円	
	合計	11,300円	
令和7年12月2日 仙台市〇〇区〇〇 〇〇ホテル			受領印

(3) 宿泊税額を管理するソフトウェアを搭載したノートパソコンや、申告書の印刷をするためのプリンターの購入

イメージ



(4) 宿泊税を徴収するための券売機の購入 など

補助額

標準補助上限額：1施設あたり150万円

補助率：補助対象経費の10分の10

※150万円を超える申請については、事前に整備内容について協議を行った上で、必要と認められる場合にのみ交付します。

申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）

■申請・問い合わせ先

仙台市宿泊税レジシステム改修補助金事務局

（近畿日本ツーリスト株式会社仙台支店内）

〒980-6015 仙台市青葉区中央4丁目6-1 SS30-15階

TEL：022-204-0321（平日10時00分～17時00分 土日祝は休業）

E-mail：sendai_shinsei@or.kntct.com

様式ダウンロード



https://www.city.sendai.jp/kankokikaku/shukuhakuzei/resi-system_hojyo.html

申請から補助金交付までの流れ

申請者（宿泊事業者）

補助金の交付申請※1

①

■申請期間

令和7年10月1日（水）まで

■提出書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・補助対象経費内訳書（別紙1）
- ・市税納付状況確認同意書（別紙2）
- ・事業実施に係る見積書の写し
- ・宿泊税特別徴収義務者登録申請書または登録義務免除対象宿泊施設届出書の写し※2
- ・その他市長が必要と認める書類 等

整備実施※3 ※4

③

実績報告

④

■申請期間

完了後30日以内または令和8年3月31日（水）のいずれか早い日まで

■提出書類

- ・補助金実績報告書（様式第8号）
- ・補助対象経費明細書（別紙3）
- ・領収証および納品書や作業完了報告書等、整備実施が確認できる書類の写し
- ・宿泊税特別徴収義務者登録申請書または登録義務免除対象宿泊施設届出書の写し※2（交付申請時に未提出の場合）
- ・その他市長が必要と認める書類 等

補助金請求

⑥

■提出期間

交付額確定通知の受領日から起算して10日以内

■提出書類

- ・補助金請求書（様式第10号・別紙4）

事務局（仙台市）

※1 150万円を超える交付申請については、事前協議が必要です。また、見積書等に記載されている改修費等の内容が「一式」のように表現されている場合、金額の内訳が判別できないことから、別途詳細な資料の提出を追加をお願いすることがあります。申請手続きがスムーズに進むよう、金額の内訳が明記された見積書の写しの提出にご協力をお願いいたします。

※2 交付申請までに準備ができない場合は、実績報告時（概算払いで請求する場合は請求日）までに提出してください。

② 審査・交付決定

交付申請書類受領後、概ね2週間程度で交付の決定を行い、仙台市から「補助金交付決定通知書」を発行し、通知します。

※3 交付決定した内容から整備内容に変更が生じる場合は、仙台市へお問い合わせください。軽微な変更を除き、変更承認申請書の提出が必要です。提出なく事業を実施した場合、補助金を交付できない場合がございます。

※4 交付決定を受けた金額について、事業遂行上必要があると認められるときは、補助金を概算払により交付することが可能です。

⑤ 審査・交付額確定

実績報告書類受領後、概ね2週間程度で交付額の確定を行い、仙台市から「補助金交付額確定通知書」を発行し、通知します。

⑦ 補助金交付